

令和4年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和4年6月16日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 請願第 2 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への
理解醸成を図る請願書< P 3 >
- 日程第 2 一般質問< P 3 ~ P 3 5 >

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）
6月10日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は最初に、6月7日の本会議において、総務産業常任委員会へ付託いたしました請願第2号について審査報告を受け、審議いたします。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで、委員長の報告を終わります。

これから、請願第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問をするに当たり、申し上げたいことがございます。

本日は看取りということについて質問させていただくため、人の死ということに触れてまいります。最近の世界情勢、また近くのお父様やお母様、お子様とか亡くなられた方、あと闘病中の方におかれましては、少し不快な部分もあるかとは思いますが、どうぞ御理解いただき質問させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、始めます。

質問事項。

多死社会における看取りの現状と課題。

2021年度の出生数が84万人と過去最少を更新した一方で、年間の死亡者数がおよそ140万人と、20年前と比べ50万人も増加し、多死社会は確実に加速しているようです。団塊世代が人生の終わりを迎える2039年には、死者数が167万人に達する見込みです。

多死社会は、国の財政を圧迫するほか、看取り場所の不足という問題があります。

国民アンケートでは、半数以上の人が自宅で最期を迎えたいと答えていますが、実際は医療機関で亡くなる人が8割を超え、個人の意識と社会構造が追いついていないのが現状のようです。

様々な多様性の尊重から、家族の在り方、死、看取りへの向き合い方、さらにはQOD（死の質）も問われ始めている今日、国は2006年に介護報酬に「看取り介護加算」を創設し、介護施設や在宅での看取り機能を強化、病院から介護施設や在宅に看取りをシフトしていく考えです。

近く迎える多死社会を、看取り難民を出さないために我が足寄町ではどう準備していくのすか、以下の3点について伺います。

1、足寄町におけるここ5年間の死者数とその死因・場所。

2、足寄町の死者数の今後の推計は。

3、本町における介護施設、グループホーム、在宅での看取りの現状と課題。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の多死社会における看取りの現状と課題についての一般質問にお答えいたします。

1点目の足寄町におけるここ5年間の死者数とその死因・場所についての御質問ですが、厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成28年から令和2年の5年間の死亡数は512人で、主な死因は疾病が350人、老衰が32人、不慮の事故が15人、死亡の場所につきましては、病院が389人、介護老人保健施設等56人、特別養護老人ホーム14人、自宅39人などとなっております。なお、本統計における自宅の集計には、自宅のほかグループホーム、サービス付高齢者向け住宅が含まれております。

2点目の足寄町の死者数の今後の推計についてですが、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に行った足寄町の人口推

計値を基に、厚生労働省が令和4年3月に公表した第23回生命表による死亡率を用いて算定しましたところ、令和7年度では119人、令和12年には118人、令和17年には116人、令和22年には115人、令和27年には103人となり、令和3年の死亡数128人からほぼ横ばいとなる推計となりました。

次に3点目の、本町における介護施設、グループホーム、在宅での看取りの現状と課題についてお答えします。

看取りとは、本人の気持ちや意思を十分に尊重した医療や介護を提供するとともに、住み慣れた自宅や介護施設等、本人が望む場所において人生の最期を迎えるまでの過程を見守ることとされています。

本町における看取りの現状については、特別養護老人ホームで看取りを行っているほか、町内の老人保健施設やグループホームにおきましても看取りを行っております。

また、在宅におきましても、訪問診療や訪問看護、介護サービスを利用して、できる限り自宅で過ごされる方もいます。

特別養護老人ホームにおける看取りにつきましては、令和元年から看取り介護に取り組み、令和2年に「看取り介護に関する指針」を整備して、職員研修を行うとともに足寄町国民健康保険病院と連携し、夜間・休日における連絡体制を整えて、正式に看取り介護を開始しました。実績としては、令和元年度6人、2年度7人、3年度は6人の入所者の看取りを行っております。

なお、介護老人保健施設やグループホーム、自宅で看取りにより亡くなっている方の人数等については把握しておりません。

次に、看取りの課題についてですが、特別養護老人ホームにおいては、施設での看取りはまだ広く認知されていないため、最期は病院を希望する家族が少なくないことから、施設での看取りに関する情報提供が

必要であるほか、看取りに対する職員の不安解消のため、職員研修やカンファレンスを行い、多職種全体でフォローする体制を強化する必要があります。また、グループホームにおいては、利用者や家族が看取りを希望した場合に対応するための体制づくり、在宅においては、自宅で最期を迎えることへの本人や家族の不安軽減のための適切な情報提供を行っていく必要があると考えております。

高齢化が進み、多死社会を迎えるに当たって、いつまでも足寄町に住み続けることができるよう、今後も必要な対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番。

○3番（進藤晴子君） では、再質問をさせていただきます。

答弁書にありますところで、1番に関してです。足寄町のここ5年間の死者数とその死因・場所についての答弁の中で、5年間の死亡者数は512人ということで、1年だと100人程度というのは統計のほうでデータがありましたので、大体そのくらいだろうなというふうには感じておりました。

その中で、老衰が32人、この中で自宅で死亡された方の中には、この39人の中にはグループホームやサ高住のほうで亡くなられた方がおいでになるということは、足寄町にはサ高住はないわけですし、どこか違うところで亡くなられて、ここに住民票を置いてある方をカウントしているということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） こちらに出てくる数値につきましては、足寄町に住民票を置いている方の集計となっておりますの

で、もしサ高住で亡くなる方がいたとしたら、足寄町に住民票をおいて町外の施設を利用されている方ということになります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

できれば、私が知りたかったのは、この自宅で亡くなられる方、統計学的には東京都であるとかほかのところでも、自宅で亡くなる方の中には訪問診療と看取りを行ったそういう方と、あと亡くなられてから運ばれた方、その両者が集まっての自宅死ということになっているというふうに書いてありましたので、いろいろな方がいらっしやっただろうなと思いますが、この中で自宅で警察が介入して亡くなられて運ばれた方という数は大体分かりますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） こちらにつきましては、どのような状況で亡くなっているかという報告までは頂いておりませんので、把握しておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ちょっと横道にそれるかもしれないのですが、今回看取りのことについて調べたときに、役場の中には死亡診断書は置いていないということはもちろん知っておりました、法務省に行ってしまうという。亡くなられた方のデータというのは、取っておかないものなのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

住民課長、答弁。

○住民課長（金澤真澄君） 戸籍制度におけます届け書については翌月法務局にお送

りするのですが、人口動態の資料としては3年保存になってますので、3年間の死亡とかの人数については確認できると思います。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

結局、検案書、死亡診断書に書かれてあるデータは役場には3年間置いてあるということですよ。ありがとうございます。

もっと詳しく私が質問書のほうで出していたら、その値が出てきたのかなというふうに反省しております。

なぜここを聞いたかといいますと、要は今回看取り、どうしてもネットとかで検索しますと、都会のことしかちょっと出てなくて、こういう地域はどうなのだろうというところはちょっと定かではないのですが、都会のデータを基にすると、東京都で幅広く年間何百人も診てらっしゃる訪問診療をされている先生の資料を見ますと、自分たちが看取りをしている患者数と、そして自宅死、看取りをした人と亡くなってから運ばれた人、その合わせたところから差し引くと、多分推測だけでも、東京都の場合は半分は亡くなってから運ばれている、それが看取り難民というふうにその先生はおっしゃっているのですけれども、そういう病院やそういう行政につなげられなかった人たち、自分で手を挙げられなかった人たち、そういう人が亡くなっている、そういう人が看取り難民というのだとその先生はおっしゃっているのです。

足寄町で全体で39人、グループホームやサ高住のほうで亡くなられている方も含めるとやはり人数的にはもちろん少ないというのは分かっておりました。実際自分が仕事をしていながら、主人もちょっとそういう警察のほうのお仕事もしておりますので、検案に行く場合もございます。そういう方たちがいらっしゃるということは身にしみて分かっておりましたので、その看

取り難民をどうしたらいいか。孤独死をやっぱりどうしたらいいのか、そういう人たちを拾い上げるためにはどうしたらいいのかなというところで、今、質問はさせていただきます。

そういう人を増えることは危惧されますので、何とかその人たちを、そういう人たちがいないようにするためには、町としてどういう対処をしているのかなと思ひまして、孤独死を防ぐ対策、いろいろやっつけらっしゃるかと思いますが、今やっつけらっしゃること、今後やっつけいかなくてはいけないこと、そして、第6次総合計画の中に緊急の通報システムというのをリースで借りていらっしゃる、町民の方に渡していらっしゃるということを聞いておりますので、その辺が人数は分かるのですけれども、実際それを使って、緊急通報システムを使ってアラートを出してきた患者さんというか、町民がいらっしゃるのかどうか、もし人数が分かったら教えてください。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの緊急通報システムの関係の御質問なのですけれども、緊急通報システムは今現在は大体95人ぐらいの方の御自宅のほうに設置をさせていただいております。

この中で、今まで体調が悪くて通報された方の数字なのですけれども、令和3年度におきましては、体調悪くてという方が10件ございました。そのうちで、救急車で搬送された方が7件というふうになっております。また、令和2年度においても、14件の通報があつて、そのうち7件が救急車で搬送をされております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 緊急通報システムは95人持っていて、10件前後ぐらいのそういう使われているということで、やはり役に立っているのだろうと思います。

ただ、足寄町の計画の中に人感センサーがついてないということは書いてあるのですけれども、すみません、実際私これ見たことがないので何とも言えないのですが、本当に意識がもうろうとしたときにはこれは使えないものなのでしょうか。

あと、人感センサーがついている通報システムというのはどういうものなのでしょうか。よく分からないので、ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 緊急通報システムの利用者数なのですがすけれども、先ほど95件と申し上げたのですがすけれども、令和3年度末で87件でございました。

今、御質問のありました人感センサーの関係なのですがすけれども、例えば玄関に置いて、一日出入りがなかった場合に通報が来るとか、居間でもいいのですがすけれども、どちらかに置いて、一日動きがなかった場合に何らかの報告が来るといようなものとなっていますと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

そういうものもやっぱり少し必要なのかもしれないですね。そういうふうに感じました。ありがとうございます。

先ほどもう一つ質問していました。この緊急通報システムも孤立死を防ぐためというか、そういう中の一つの対策だというふうに思うのですが、そのほかに何かありませんでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 毎日何かをやっているわけではございませんけれども、例えば高齢者宅を訪問して体調が、全員ではないのですがすけれども、福祉課のほうで75歳以上の方の高齢者宅を何年かに一回か、年に一回か、何年かに一回になるかと思えますけれども、訪問をして体調がどうなのかといようなことを聞き取らせて

いただいたり、あとは例えば身寄りの方が、御家族とかそういう方が御近所にいらっしゃるのか、近くにいらっしゃるのかとか、そういうようなことを確認しながら、本当に、何といのでしょうか、周りに誰か支援していただける方がいないのかといようなことも確認をしております。

そのほか、例えば安心電話で週にボランティアさんが電話をかけてお話をして、安否を確認をするとか、配食サービスをして、それも週に一回配食をして、食事を提供するとともに安否確認をするといようなこともさせていただいております。

そのほか、協定とかがございまして、例えば郵便局さんとか新聞屋さんとか、そういう方からも何か異変があった場合には御連絡を頂くといようなことも協力を頂いているところです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。様々な見守りを、いろいろな多方面から見守っていくという点で御苦労されていることがよく分かりました。

足寄町のような人口ではないのですが、東京都板橋区に高島平という場所がございます。私、5年ぐらい住んでいたところなのですが、そこに巨大な団地がございまして、50年前にできた団地で、その頃は東洋一とか、そういうような名前がついた大きな団地なのですがすけれども、50年前なので、私が住んでいたときも出入りしている人たちを見ると高齢者が多いなど、これからどうするのだろうかといふふうに思っていたところがございます。

1万何百戸というものが造られて分譲と賃貸に分けて、その分譲のほうはこれから建て直すといような形になったらしいのですが、どうしてもそういう人たちはお金のない、そういう老人などは病院に通っていればそういう孤立死が起きないように拾い上げることもできるのですがすけれども、そ

こまで行けない人たち、老老介護、あと認知症が問題になっておりますが、認知症と認知症、御夫婦でそういう方になった場合は外にも出ないでずっと家の中にいるとか、そういう人たちがどうしてもやっぱり増えてくる。足寄の人口の比ではありませんけれども、そういう人たちをではどうしようかとなったときに、民生委員さんだけでは到底これはもうできない、行政だけではどうしようもないということで、やはり自治会が立ち上がって、そういう人たちをローラー作戦で定期的に回っているというような場所があるというふうに聞いております。

足寄町でそこまでいかななくても、そういう人たち、今その人の環境であるとか、お身内がいるとかいないとか、誰と暮らしている、暮らしていても息子さんはほとんど仕事に行ってしまうとか、そういうような詳しい内容を把握しているのはやはり民生委員さんではないかなというふうに、福祉課も頑張っておられますが、民生委員さんのお仕事をちょっと聞きたいと思えます。どのくらいの民生委員さんがいらっしゃるって、しっかりした数でなくてもいいのですけれども、どのくらいの間隔で地域住民の見守りというか、おうち訪問をされていらっしゃるのか、その報告とかどういうふうにされているのか、民生委員さんのお仕事の内容を少し教えてください。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） まず民生委員の人数なのですけれども30人を超すぐらい、32人ぐらいだったと思います。

お仕事なのですけれども、まず定期的に年に一回要援護者世帯といまして、支援の必要な高齢者、障害者、あとひとり親の家庭ですとか、そういう方たちの名簿を取りまとめております。その際には、今コロナでなかなか訪問とかもできませんけれども、訪問させていただいて状況を確認させていただいていると思えます。そのほか、

生活困窮の方とかそういう方がいた場合に資金の提供に関して相談に乗ったりとか、日々の何か困り事とかありましたら民生委員さんを通じて役場のほうに報告いただくということになっております。

御自宅等を各町民の方のおうちを訪問するというのは、何か月に一回訪問するとかそういうようなきまりは特にございませんけれども、例えば給付金があったときにまだ申請がされていないようなお宅を訪問して声かけをいただいたり、何か周りで困り事とかの話を聞いた場合に対応するとか、いろいろな臨機応変な対応をさせていただいております。

また、その活動に関しましては、活動報告書というのがございまして、そちらに記入をして提出をいただくということになっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 民生委員さんは大体自治会ごとではないでしょうかけれども、その地域を民生委員さんとなっていると思うのですけれども、名簿をつくられて年に一回集まるというのは、そういう情報を民生委員に渡すということですか。民生委員さんからもらうのではなくて、民生委員さんに渡すというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） すみません、ちょっと説明が悪くて申し訳ありません。

年に一回民生委員さんが御自分の地区の、担当地区の方の支援の必要な方の名簿をつかって町のほうに提出をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

そこで情報を町は受け取るというふうに捉えてよろしいですね。

あと、民生委員さんもなかなか手も

いなくて大変だという話も伺っておりますが、結局訪問ができないというのは、コロナもありましたけれども、訪問はしなくても大丈夫ということなわけですよ。そうすると、その民生委員さんによったり、あとはその自治会の雰囲気であったり、例えば高齢者でいつも集まっている女性の方たちがいっぱいいらっしゃるところとか、自治会によって様々だと思うのですが、常に顔を合わせるといことは別に必要としていないと言い方おかしいけれども、要望はしていないということなのですね、民生委員さんに。となると、違ったらすみません、言ってください。そうすると、あまり孤立死ということからすると、そのほかにもいろいろな仕事されていると思うのですが、孤立死の人を何とか救い上げるとい意味では、なかなか民生委員さんの仕事だけでは大変なのかなと思うのですが、どうでしょう。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 民生委員さんにおきましては、お仕事をされている方もいらっしゃいますし、全てにおいていろいろな会合に顔を出していただくとか、そういうことまではお願いしてはおりません。

また、地域でどのような方がいらっしゃるかというのは把握をされていますので、最近姿を見かけない方だとか、ちょっと本当に新聞がたまっているだとか、そういうような情報も周りの方が民生委員さんに伝えて役場に伝えてくると、情報を頂くということもありますので、民生委員さんがその地区で困り事を、何かあったら民生委員さんが対応していただけるということを地域の方が知っていただいて、情報をそこに寄せていただくだけでも、日々顔を合わせなくても十分な支援に、十分といいますか、支援にはつながるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

足寄のこの人数なので、ある程度顔は知っていらっしゃる民生委員さんが、ちょっと顔見ないなというところに気づく、あとは民生委員さんを頼ってみんながそういう相談事を持ちかけていく、それである程度の対応が取れているというふうに認識いたしました。

ただ、その中には数は少ないかもしれないですが、通告書の中でも家族の在り方が足寄町でも変わってきているのではないかというふうに私は捉えております。なぜかといいますと、亡くなってから救急搬送をされた人の、数年前ですか、西町の方がおりましたが、一緒に、もともとうちの病院に通っていらっしゃった方でしばらく来ないなと思っていたところ、でも息子さんと一緒に暮らしているのである程度安心しておりました。まちの中の人も、いつもお米を買いにくるのに来ないのだけれどもどうなっているのかなという、商工会の方もいらっしゃいました。みんなやっぱり気にかけているのですよね。すごくいいことだなというふうに感じたのですけれども、それが当たってしまいまして、結局息子さんと一緒に2階屋に暮らしていたのですけれども、昔なら朝御飯を一緒に食べる、夕飯も食べるときに帰ってこなければ心配する、そういうような家族背景があったと思うのですが、最近は息子さんが帰ってこなくても大して心配しない、親も。子供のほうも何か朝から、二、三日顔見ないけれども別に心配しないと。なぜなら自分との時間の使い方、一日の過ごし方が違うから、親子で、二人で暮らしていても。それもオーケーなのですよね。悪いとは私も思わないです。ただ、何かあったときに、救急車を呼んだりとかするときに遅くなってしまう、そういうのが今の現代社会の、それは足寄にもあり得るのかなというふうに最近思うのです。

あとは、町なかだけではなく、市街地だ

けではなく、三方向の農家さんでもそうです。大体二世帯住宅で暮らされている方がいて、いつもどうしているのかという話をそのお母さんに聞くと、息子さんほど、いや、もう1週間も2週間も顔も見えないと、隣に住んでいてもやっぱりそういう方もいらっしゃるし、それは人それぞれの生き方なのですよね。そういうところにやっぱり孤立死が隠れているのではないのかというふうに私は思うわけです。何とかそういう人たちを救い上げるために、今やっぴらっしゃること以外に何かないのかなと私は探してみたのですが、なかなかなくて、いい案というのは何かないでしょうか。ひとつ伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） もちろん何かいい案があれば、そういう方法というのを取られるのかなというように思っておりますけれども、なかなかいい方法というのは即戦力になるようなとか、そういうものというのはなかなかないのかなというように思っています。

やはり地域の中でつながりをやっぱり持っていくということが一番大事な事かなというように思います。今、少子高齢化と、それから核家族化だとかいうのが進んでいるというのはもうずっと前から言われていることでありますけれども、そういう中でやはりだんだんだんだん家族が小さくなっていくとか、子供さんたち、昔でいけば親と子供さんたちと、それから子供さんたちが大きくなってお孫さんができて一家で住んでいるというような、そういう家庭というのはいっぱいあったわけでありましてけれども、そういうのがだんだんなくなってきて、子供たちはどんどん外に出ていく。そうすると、それぞれの家族構成とか、その中で生活するということがだんだん増えてきているというような状況だというように思いますし、足寄町の中でも、子供たちがみんなやっぱり就職だ

とかそういうことで外に出て行って、夫婦だけが残る。夫婦もだんだん高齢化して行って片方が亡くなったりとかして一人だけの世帯、単独の世帯になるだとかというのが日々進んでいるのかなというように思っていますし、足寄町においてもやはり夫婦世帯だとか、それから高齢者の一人暮らしの方だとかというのは増えてきているのだというように思っています。

そういう中で、どう孤独死を防ぐのかということになると、いろいろな通報装置みたいなものもありますけれども、急に具合悪くなったときに、ではすぐにその通報ができるか、その人が本人一人しかいないわけですから、具合悪くなった本人が通報できるかということなかなか、できる場合もありますけれどもできない場合もあるということなのだろうというように思っています。ですから、なかなかそこら辺で急に具合悪くなったときにというのはなかなか難しい部分があるかなと思っています。

あと、ふだんからの日頃からの隣近所のお付き合いだとか、それから友達との付き合いだとか、そういったものを常にやるということがやっぱり一番孤独死とか、そういったものを防ぐことにつながっていくのかなというように思っています。

そういうことを本人が望めばできるのでありますけれども、そういう方でない方もいらっしゃるというところもあって、なかなかそこら辺は難しいのかなというように思っています。そういう方たちについては、やはり定期的に誰かが訪問するだとか、そういうようなことになるかなと、そういう方法が必要なのかなというように思っています。

それは先ほどからお話あったような民生委員さんであったり、それからさっき福祉課長のほうからも話ありましたけれども、例えばお弁当届けに行ったりだとか、それからボランティアの方たちに電話をかけていただいたりだとか、そういういろいろな

形でいろいろな多方面からその人に声をかけるだとか、安否を確認するだとか、そういったことが必要なのかなというように思っています。

それと、老人クラブで友愛訪問といって老人クラブの人たちがクラブの同じ会員の人のところたまに訪問して歩くだとかと、そういう活動もやっているところもあるというように聞いておりますので、いろいろな多方面から、いろいろなところから声をかけていただくということが必要ではないかというように思います。

そういうことが重なって行われることが、そういう孤独死だとかそういったものを少しでも防ぐことになるのかなと思っておりまして、なかなかこれで防げるだとかというものはやっぱり今段階ではなかなかないのかなと考えているところでありませう。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 町長がまとめていただきましたのは確かにそうだと思います。

ただ、町なかに住んでいて、私がもう少し刺激してもうちょっと頑張ってもらいたいというのは自治会かなと。自治会にもいろいろな高齢者がいっぱいいますので、若者もおります。自治会がもう少しうまく動けば、これは孤独死だけではなくて災害時の対策、災害時の避難のときの対策とか、それにもつながるものがあるので、ひとつそういうことで新しいところへ目を向けて、もうちょっと若い人たちに刺激していくということが必要なのかなというふうに感じた次第です。

なぜこんなに孤独死、孤独死と言うのかといいますと、先ほどの答弁書で出ていたこの5年間のあれではちょっと出てきませんでしたが、推計のほうにはですね。2040年、高齢者がピークになったときに、単身者人口のピークもそこに来ると。なぜ

かといいますと、要はもう団塊世代のジュニアですね、今言うならば47歳から52歳の方たち、この人たちが2040年のときにはやはり同じように、なぜかその人たちは結婚してない方が多い。就職氷河期に遭遇して、なかなかいい就職先がなくて、やっぱり結婚はしないで子供もつもらないでおこうという人たちが日本全国の中では結構いらっしゃるというようなことで、本当に超ソロ社会に突入する、これは日本全国ですね、足寄はちょっと少しずれてくるかもしれませんが。そういう中で、国は医療費を削減することにより病院のベッド数を下げようとしている。ちょっとコロナで頓挫しておりますけれども、そういうふうに動いています。なので、死ぬ場所がなくなる、または孤独死も増えてくるという、そういうことが危惧されるわけです。なので、ここでちょっとしつこく今お伺いしたのですけれども、今足寄は大丈夫かもしれませんが、結構独身者おりますよね、見ても。独身者の悪いわけではないのです、その人の生き方なので。ですが、あまりにも人数が増えてくると、そういう対応が困難になってくるときも来るかもしれないというように予測して、この質問をさせていただきました。

ぜひ、自治会を少し改革ではないですけれども、刺激していただいて、何とかそういうところに力を貸していただけるような足寄町にさせていただきたいなと思います。

では、2番目のほうに移ります。

今、ちょっと推計のこともちらっとお話ししましたが、答弁書の中で、すみません、しばらくは横ばいになる、死亡者数は、推計はというのは何となく分かっておりましたが、すみません、欲しかったのは2040年の実際の死亡者数なのですよね。そのときに、どのぐらいになるのかというのはちょっともし今お分かりになりましたら教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 2040年は115人というふうに推計をしております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 115人ということは、死者数は足寄はもう上がっていかないということというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 死者数なのですけれども、足寄町におきましては、今高齢者人口が減少を始めている状態になっております。そのため、死者数につきましても、横ばいから、将来は高齢者の人口減少とともに減少していくというふうに捉えているところです。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

ちょっと私の予測と全然ずれてまして、要は私たちは死ぬベッドがあるのかどうか、今後先。死ぬときになって死ぬところがないというのは大変困ることで、それならば今対策を取らないと大変なことになると思って、今回この質問をしたわけですが、足寄においては大丈夫ということですよ。分かりました。

では、ひとつ中で、足寄はベッド数は大丈夫かもしれませんが、質の面ではどうなのだろうか。死の質ということを通告書に私書きましたけれども、そちらのハードは大丈夫でも私たちの望む死は迎えられるのかどうかというところに移っていきたいと思いますが、その前に一つだけちょっと国のやり方で私にはよく分からないことがあるので、もし分かったら教えてください。病院の今8割、病院で亡くなる人は死者数の8割、足寄も先ほどの答弁書で8割ということで同じだなというふうに思ったのですが、その人たちの2割を介護のほうに回していく、在宅、介護施設に回していくというのは国の方針なのですが、

本当にお金は医療のほうがそんなに高くつくのか、介護に回さなくてはいけないほど医療費というのは大変なのか、介護は安いのか。すみません、そこだけちょっとお伺いしたいのですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

本当に介護に移行して在宅のほうが安いのかという御質問だと思うのですが、高齢者を前提に御説明をさせていただきますと、御本人の負担額、これについては収入とか自己負担の割合によって個人で違いがあると思われませんが、病院に入院した場合にはまず診療報酬上の医療費として一日当たりの入院基本料、これが毎日かかってきます。さらに点滴だとか薬剤投与だとか、検査だとか、そういった治療費がかかってくるということになります。自己負担分については、高額医療制度というのがあるので差額ベッド代だとか食事代、おむつ代、こういったものは保険適用外という、制度の適用外ということになるのですが、これらを合わせますと結構な金額になるということで、大体うちの病院に入院している患者さん一月大体三十数万円ぐらいの全体の費用かかってくるということになります。

在宅に移行した場合どうなのかということなのですが、医療費の部分でいいますと、例えば訪問診療だと今現在月2回から4回ということで、そこは医療行為ということで発生してきます。治療内容も限定されるということで、必然的に医療費としての費用は安くなるというのが一つ、さらには自己負担分についても、訪問診療は外来扱いということになりますので、制度上の自己負担額の限度額も入院よりは安くなるということになります。

訪問診療の対象者というのは、介護認定を受けているという方がほとんどでないかなと思われませんが、その場合、介護サービス医療としてかかってくるという部分が介

介護報酬に関係してくるのですが、この介護保険上の負担分が加わってくるということになります。医療費の分と介護分のサービス分が合算されてくると。そうなった場合でも、やっぱり在宅医療にかかる費用については、病気の種類だとか、がんの患者さんだとかいろいろな病気の種類だとか、介護度、介護のほうでいうと介護度などによって、個々のケースによってちょっと違ってくるのですけれども、一般的にはトータルでいくと、やっぱり入院に比べると費用は安くなるというふうに言われているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。むちゃな振りをしてすみませんでした。

やっぱり病院に入っていて何もしなければいいのではないかと、私は患者さんや御家族の方が希望を聞いて、何もしなくてもいいんじゃないと思うことは多々今まであったのですけれども、でもやっぱり病院に入っている以上は部屋代もかかるし、入院費もかかる、いろいろなものが入ってくるので、やはり介護のほう安くなるというふうに受け止めました。ありがとうございます。

そして、人数的に死亡者数がそれほど増えないのでベッドは大丈夫。ただし、いろいろな方がおります。今、終活ということで、もうこれは随分前からですけども、自分の死はどういうふうにしようかと自分で計画を立てていらっしゃる方もいます。もちろん当然御病気でお亡くなりになる方は別にして、この自然死、老衰の方たちにしてみれば、やっぱりある程度自分で計画を立てられる方たちもいらっしゃると思います。その死の質をもっと自分のその人に合った死に方をするという点でちょっとお聞きしたいと思います。取りあえず、数、場所は確保でオーケー、そうですね。

その死の質という点では、看取りというものが、これも私も1年ぐらい前ですね、知っていたのが。たまたま国保病院の看護師さんがなかなか介護施設で看取りを取ってくれないのだと、看取りを取るとはどういう意味だろうと、そのときに私も初めて知りまして、今まで人を看取ると、自宅で看取ったと、そういう看取りは使ってたけれども、そこに死に対して国が言ってみれば価値をつけた。死に価値をつけてサービスで提供するよということ国がしてきたということに、そこで私は初めて気がついたわけです。

いろいろ調べてみたら、今は日本全国で看取り士という新しい職業が出てきている。専門の方がやはり出てきているみたいなのです。そういう人たちがいろいろな情報を全国に提供し、また介護施設とかに訪問し、そういう研修をしというふうにとんどん広がっているというふう聞いております。

今までは病院で亡くなって、そのときの対応してくださる看護師さんやその病院長や看護師長や、その人たちの人生観とか看護観とか、そういうもので対応されて、よかったという人もいれば、何あの対応というふうに思われる方もいたのではないかと思います。そここのところを均一に画一にサービスができるように、国がやはりそこに価値をつけて出してきたのだと私は思って、そのときに正直思ったのは、死ぬときまでお金なのと最初はそういうふうに思いました。でも調べているうちに、やっぱり看取りを、自然死ですね、老衰期に入ったときに先生のほうからお話があって、では何もしないで医療的なことはしないで看取りをしてもらおうかという話になって、自然に介護の人たちは枯れるという言葉使いますけれども、体が枯れていくのを待つ、みんなで受け止めてあげる、そういう緩やかな時間の中で死に、人生を全うするという、それは大変いいことなのかなと。人そ

れぞれだと思えます。なので、そういう看取りというサービスに今切り替わってきているというところを足寄の人たちは知っているのかな、これは足寄だけではありませんけれども、私は全然知らなかったのですけれども、情けないことに。そういうのももっともどこかにやっぱり答弁書にも書いてありましたけれども、そういうサービスがあるのだということをみんなに示して、もっとももっと看取りが増えてきたらば、うちの施設ではこういう看取りをしているよ、病院は病院なりにやってらっしゃると思えます。在宅でもこういうふうに行っているよというところを手を挙げてもらって、いろいろな情報提供をすることによって、いろいろな多様性に、その人たちの生き方にやっぱり寄り添えるような死に方ができてくるのではないかなというのを、改めて今回勉強させていただいた次第です。

3番目の質問なのですが、どこまで看取りが足寄町の中で進んでいるか。老人ホームのことは、私も施設長のほうからお伺いしまして、少しずつ進んでいるということで伺っております。

そのほかのところは少しずつ聞いてみますと、グループホームもやってないというような話を私は電話で確認しました。そして、老健のほうはちょっと聞いてないですけども、訪問看護をやっているステーションが本別にあります。そこの方に聞きましたら、令和3年度はちょっとしっかりした値は本別と足寄を含めて13人というふうに、在宅で看取られた方という話をしていました。在宅で看取るというのも、もちろん看護師や介護士が介入してやろうとしているところなのですが、一番大変なのはお医者さんを連れてくること、探し出すことが非常に困難で、この地域性です。訪問診療をしている先生でないと、この看取りのドクターにはなれないそうなので、それをもともと帯広でかかっていたらっしゃって本別や足寄に戻ってきたときに、

さあ、ドクターをどうしようというところから始まるそうで、なかなか大変だという話を聞いておりました。あとは足寄の中の、要は介護職の方ですね、介護職の方が本当に最近少ないと。この看取りだけではなくて、いろいろなサービスもちょっとできないでいる状況にあるというふうに聞いております。足寄の中での介護職の今の問題、人数、介護職さんを増やすために町がやっていらっしゃることに、いろいろあると思えますが、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江） 介護士を増やすための対応ということでよろしいでしょうか。

以前からやっております、介護に関する職員の方が足寄町に就職していただいた場合には補助金を出すというような事業を以前から行っておりまして、今も継続的にやっております。また、あと資格を持った方が来ていただくというよりは育成ということもありまして、学校に介護士になれるような学校に行った方に修学資金を貸すということもやっております。

また、今年度につきましては、足寄高校生を主に対象にした初任者研修をして、ヘルパーさんの資格を取れるような講習会をこれから開催していくことになっていきます。

また、介護事業所の連絡協議会がありまして、そちらのほうではチラシを出して、町内の介護事業所でこのような人材を募集してまますというようにチラシとかを出して、介護人材を確保できるように対応しているところなんです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 御尽力いただいていることは私も承知しておりますが、今までやってきたことのそういう対応策の評価というのはどのようにお考えでしょうか。

今の介護職の人数が少ないということから
に関して、今までやってきたその評価を
ちょっと少し、もし分かったら教えてください。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） まず、初任者
研修ですね、高校生とか町民を対象にした
初任者研修なのですけれども、そちらのほ
うを受けていただいた高校生が町内で介護
職としてここ数年就職されておりますの
で、こういう職業もあるというか、こうい
う資格もあるというようなことを知ってい
ただいて、資格を取っていただいて、そし
て町内に就職していただけるというのは一
番いいことなのかなというふうに思ってい
ます。

次に、修学資金のほうですけれども、そ
れを貸付けを受けている方、まだ在学中で
すので、今後町内に戻ってきて介護士とし
て町内で働いていただけるといいなという
ふうに期待をしております。

次に、就業支援等の補助金の関係なので
すけれども、5年間までは補助金を出して
おりまして、その後も定着している方もい
らっしゃいますし、いろいろな事情により
途中でお辞めになる方もおりますけれど
も、支援をした、補助金を出した方の半数
程度が今も継続して働いていただけている
のかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

それなりにやっぱり効果が出ていると、
やっていらっしゃることの、分かりまし
た。

それでもなおかつ足りないというのは、
どこにこれは問題があるというふうに考え
られますか。もし入職されても辞めてしま
う、それぞれの理由がもしある場合は別に
しても、人が足りなくなってくる、どうし
てもその人たちが人数も少ない、就職して
も辞めてしまうというところは、どこに一

番問題があると考えられますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 例えば家庭の
事情とかはやっぱりそれが一番大きいのか
なというふうに思います。家庭の事情で転
勤なりでここから、足寄町からいなくなる
方もいらっしゃるし、また町外に家族
がいらっしゃる場合については、そちらの
親御さんのほうに戻るとか、そういうこと
もあるのかなというふうに思います。

あと、介護に対するやっぱりイメージと
いうのも少しあるのかなというふうには思
います。やっぱり大変だというようなこと
も、私たちも一生懸命やっていただいで、
大変な仕事を一生懸命やっていただいでい
るなというふうには本当に思うところす
けれども、全体的にどうしてもそのような
ところが取れないのかなというふうには思
います。なので、介護に対するイメージを
払拭するという意味では、今例えば足寄高
校ですとか、足寄中学校ですとか、最近
は本当にコロナの関係でなかなかできては
いないかもしれませんが、介護施設等
で一日体験といいますか、そういう職業体
験みたいなことをするような場も設けて
いただいております、町内においては高齢
者の方を支援するというか、触れ合うとい
うようなことを経験して介護というものへ
のイメージというのでしょかね、そうい
うものを変えていただくようなこともやっ
ていただいでいるので、非常に今後本当に
介護職になれる方が増えるといいなとい
うふうにちょっと期待しているところでは
あります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 介護職のイメージ
を変える、本当、でもそれは大切なこと
であると思いますし、高校生や、ほかの地域
では中学生まで下ろしてそういう対応策を
取られている地域があるというふうに伺っ
ております。

私はつらつら考えますと、最初入職して辞めていく、その辞めていくその5年間の間に、先ほど補助金が出るというお話ありましたけれども、その5年間たつといろいろなケアマネとかいろいろなものが取れるようになってくる、そうすると収入もアップする、そういうこともあるのかなというふうに思います。

ただ、モチベーションですね。この間施設長とお話をしたときに、どうしてそういないのだろうという話になったときに、私の個人の考えとすれば、やはり介護職として介護士としてのモチベーションを維持できないからではないかと私は言ったのですね。だから、この看取りというものに加算がついて、この看取りを経験することによって介護士としてのプロとしての自覚が芽生えて、そしてそれがうまくいった、看取りを行った後にデスカンファレンスというのを開くそうなのです。終わった後に自分たち振り返りです。介護士だけではなく、携わった栄養士もみんな事務職も全部含めてデスカンファレンスをし、自分のやった振り返りをする。その中で一人一人が声かけられた、御本人様であるとか、家族の方から声かけられたことをみんなが持ち寄って、やっぱりよかったんだねと、このやり方はいいよねというところを認め合うことでモチベーションがアップする。私はこれが大切なのではないかというように私は訴えたのですけれども、そうだね、そうだねと施設長は聞いていたのですけれども、実際にそこで働いている人ですね。「でもね、最後はね、報酬だよ」と言われたのですね。すごいぐっさり来たのですけれども、介護士さんの報酬、ちまたで安いというようなイメージがまだあるかと思えます。

国のほうでは介護職員処遇改善加算とか、いろいろなものをその施設のいろいろなものやっていたら加算、2万円だか3万円だか上乘せして介護士さんに与えて

給料アップを図っているという、これもあるかと思えますけれども、どうしても平均とか見ていくと、二十歳から二十四、五歳まで入職して5年ぐらいまでの間の人は基本給も安い。その人が一人で入職してアパートを借りて一人で生活していただくの収入があるかどうか、金額はいいです、あるかどうか、ちょっと教えていただければよろしいでしょうか、大体足寄の介護士さんで。

○議長（吉田敏男君） ただいま質問中ではありますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

11時20分まで休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

福祉課長、答弁から始めます。

福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 町内の介護職員の方のお給料の関係の御質問でしたけれども、民間の事業所の詳細なお給料の関係については把握しておりませんが、ただ社会福祉協議会におきましては、足寄町の初任給と同様の設定となっているほか、手当につきましても期末勤勉手当とか、そちらも町に準じて支給をしているというふうに聞いております。

町の令和4年4月1日現在の高卒の基本給ですと15万円程度で、大卒ですと18万2,000円程度というふうに設定をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 初任給が高卒で15万円、大卒で18万円ちょっと。これは介護だけの問題ではないかもしれない、公務員の問題かもしれませんが、なかなか厳しいと、親元から通わないと食べていくのは厳しいと、何とか頑張ってもらいたいというふうに思いますが。

要は介護報酬が上がらない限りはどのようなふうにもないというふうには思うのですが、それは国のことなので何とも言えませんが、何とか町独自で補助であるとか、そういうことをしているところはないのかなと思って、短い一般質問に対しての何日間の間で探しまくったのですが、どうも見つかりませんでした。足寄町ではそういうことを考えたことがあるのか、今後もしやれるのかどうか、町として介護職さんたちに補助を出して寄り集めることができるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今のお話でございますけれども、なかなかやはり町独自で補助だとかというのは何か難しいかなというように思っています。それぞれ民間の方々の水準というか、賃金水準だとかそういったものもいろいろありますので、なかなか町からの単純に補助だとかというのは難しいのかなと思います。

やはり根本的な部分でいけばやっぱり介護保険だというように思っています。介護保険の報酬がやはりきちんとそれぞれの職場の賃金、そこで働いている人たちの賃金に見合ったものになっていかなければ、それは町が例えば補助をしたからといって、いつまでその制度が続けられるのかだとかという部分を考えていきますと、やっぱり根本的な部分、きちんと介護保険の中で介護人材が不足しているよ、介護人材の給与水準もやっぱりほかの産業から比べると低いですよということをやっぱりきちんと確認しながら上げていくという、そういうことがやっぱり必要なのかなと思っています。

全体的にやはり今お話あったように、最終的にはいろいろな要因がありますけれども、その一つの大きな要因の一つというのはやっぱり賃金水準が低いというところがやはりなかなか人材が集まらない、それか

ら安定しないというか確保がきちんとできない、安定的に仕事して続けていただけないという、そういったところなのだというように思いますので、それはやはりきちんと介護保険の中で解決していただかないと、一時的に町が補助して何とか人を集めるだとかということができたにしても、やはりそれは長続きしていかないだろうというように思っています。

これからの高齢者一定のところまで来たらある程度横ばいになってきて、また少し下がっていくというような、そういうことで高齢者の数も一定程度の予測ができるころではありますけれども、やはりまだまだこれから介護人材の方たちの活躍していただかなければならない部分というのはいっぱいありますし、一定の人数が確保できないとそれこそ介護がきちんとできていかないということになりますので、やはり人材の確保をきちんとやっぱりこれからも進めていかなければならないなというように思っているところであります。

なかなか一律簡単に単純にどうするというのはなかなか難しいですけれども、いろいろな形で今までもやってきていますが、人材の確保を今後も進めていきたいなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 多分そのとおりだと思うのですが、でも国がやはりそれは上げていかなければ根本的な問題にはならないということはもうもちろん重々承知なのですが、今大変な状況にあるようなふうには思うわけですが、足寄町の介護。足寄だけではない、隣町もみんなそうですけれども、本当にサービスが受けられなくてという話はよく聞きます、直接御本人から。そうか、介護士さん少ないからねという話で止まってしまうのですけれども、やるせないようなそういうような、医療ではどうしようもない部分がありますので、何とか

できないか。報酬を上げられない、補助はできないというなら、では住宅を提供するとか、そういう空いているおうちをどうにか無料で貸し出すとか、そういうような補助的な補助、そういうようなことというのはできないでしょうか。それだと、民間の例えばあづまさんであるとか、ああいう人たちも対象にして、そういうところを貸し出して、住むところが足寄は結構高いのではないかなというふうに思うのですけれども、そういうところを貸し出すことによって少し楽になるかなというふうにも思うのですが、いかがでしょう。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） いろいろなアイデアはあるのかなというように思います。今お話あったような住宅の支援を何とかできないかだとか、それぞれの人たちに対する賃金というのはなかなか難しいにしても、例えば住宅だとかそういったことができないかだとかというように、いろいろなアイデアはあるのかなというように思っています。

なかなか今ここですぐに、ではこういうことがやったら介護人材が集まってきますだとかというのはなかなか言えないところでもありますけれども、先ほども言いましたように、介護人材、絶対にこれからもまた必要ですし、やはり一定の数というか、人数がいないと介護ができないということでもありますから、それに向けてはいろいろと皆さんからも、議員の皆さんからもまたいろいろとアイデアなども頂きながら、どういう方法がいいのか、検討していきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 待ったなしだと思います。ぜひ皆さんの知恵を絞り合って、そういう話し合う場も設けていただきたいなというふうに思って、一つでも先に進んでいけるようにというように思います。

これは最後になります。

マザーテレサの言葉、今回介護のことをずっと探っていくときに、マザーテレサが「人生の99%が不幸であっても、たった残りの1%が幸せだったら、その人の人生は幸せなものに変わる」この1%が看取りとするならば、人生終末期とするならば、私はもっと力を入れていかなければいけないと思うし、足寄町は「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」、暮らせるというのは死ぬときまでだと私は思うのです。死んだ後にお身内の方が、なかなかいろいろなことあったけれども父さんいい人生だったねと笑い合えるような、そういうような最後の終末期を過ごせたら、やっぱり足寄いいねと。それが足寄町民の幸せなのではないかなというふうに、やっぱり私は思ったわけです。

ひとつ気になったというか知りたかったのが、足寄の第6次総合計画の一番最後のところにアンケートがありますね。これ大変よくできてまして、前もよく見ていたのですが、現在の満足度、これから必要なものですね、必要度かな、重要度ですね。満足度と重要度に分けてデータ、アンケートを取っておりますが、医療はどうしても重要度は一番トップになります。今回の看取りの件に関しては、多分皆さん町民はこの医療の中に入っているのかなというふうに私は感じるのです。今後、この計画を立てていくときに、やっぱり足寄町民の幸せは死ぬところまでというふうに考えたときに、町民がどういう死に対する意識が持っているのか、今。自分の死、いろいろな世帯も変わってきてますし、多様性と言われている時代にどういような感覚を持っているのかと知ることは大変重要なことではないかなと。都会や東京と足寄町でどれだけ違うとかということもありますし、まずはそれを知ること、アンケートも必要ですし、そういう話し合う場、みんなが自分の死に対してフランクに話せるような、身内

の中でもそうですけれども、町民の中でもそういう場所ができれば、何となく町民がどういうふうに思っているのだろうというのが分かるのではないかと思います。そうすると、どういう方向に進むべきか、足寄町は。特養もこれから建て替えます。もし看取りをどんどん進めていくのであれば、看取りをできる環境も整えなくてははいけません。いろいろとありますので、普通のお部屋ではだめだと思うのですね。そういういろいろなこと、あと国保病院の、それほど死者は増えないということだったので大丈夫かなとは思いますが、国保病院のベッド数、人口に合わせてこれからも検討していくと、この間言われてましたけれども、そういう全体の箱としてのそれも考えていくには町民の意識というのはどこにあるかというのはやっぱり聞いていくべきだと、私は今回感じました。なので、QODにいかにして満足して死を迎えるか、この終末期の質を上げていくためにこれからも行政頑張っていたらいいと思いますし、足寄町、私たちが足寄に住んでいてよかったなと本当に思えるような足寄町になっていただくべく、この看取りが進んで孤立死が一人でも二人でもいないように、そういうような町民を巻き込んだそういう活発な活動を私は望みます。

最後に、いろいろお聞きしましたが、町長から一言お伺いしまして、一般質問を閉じたいと思います。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 御質問、看取りということでの御質問でございました。

なかなかまだまだ看取りという言葉自体が、最近だんだん聞かれてはきていますけれども、十分に町民の皆さん方の中に浸透しているかというところではないのかもしれないなと思っています。

やはり足寄で生まれて足寄でずっと長いこと住んで、やっぱり住み慣れたこの足寄で亡くなるまで、最期まで足寄で住み続け

たいなという思いの方というのはやっぱり多いのかなと思います。

そういった意味で、今後も町民の皆さんがどういうことを望むのかというのはやっぱりそれぞれ個人個人でありますので、病院がいいなという方もいれば、やっぱり自宅で、亡くなる時は自宅で亡くなりたいなと思う方もいらっしゃるかと、いろいろな方たちがいらっしゃいますので、やはりそういう方たちの声をきちんと聞きながら、それぞれの方の望む最期といえますか、最期まで足寄で満足してというか、安心して暮らせる、そういった生活ができるように、そういった取組を今後も進めていきたいなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終えます。

次に、10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番（二川 靖君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき質問をしたいと思います。

質問事項。

中学校の部活動と少年団活動及び生涯スポーツの現状と課題について。

6月6日スポーツ庁有識者会議が、公立中学校における休日の運動部活動の指導者を地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねる地域移行を2025年度末までに実現すべきだとする提言を提出しました。

この報道を受け、以下の点についてお伺いをしたい。

一つ、中学校の全ての部活動の現状と課題。

二つ、全ての少年団活動の現状と課題。

三つ、生涯スポーツの現状と課題。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、藤代教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育

委員会から、二川議員の中学校の部活動と少年団活動及び生涯スポーツの現状と課題についての一般質問にお答えします。

1点目の中学校の全ての部活動の現状と課題についてですが、現在、足寄中学校では、運動部として野球や卓球、陸上競技など7種目、文化部として吹奏楽1種目の計8種目の部活動を設置しており、6月1日現在、全校生徒162人中137人が加入し、加入率は85%となります。

また、活動時間と休養日については、平成31年2月に策定した、足寄町における部活動の方針において、活動時間は平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことを定めております。なお、休養日については、平日1日、週末1日とし、土日に大会等で活動した場合は、他の日を休養日とすることとしております。

課題としては、生徒数減少による部活動の維持や競技経験のない教職員が指導を担うことによる指導面の負担などが挙げられます。

2点目の全ての少年団活動の現状と課題についてですが、スポーツ9団体とジュニアプラスバンドの計10団体が活動しており、延べ206人が加入しています。

指導については、小学校教諭と地元指導者が担っており、学校と地域が連携しながら円滑に運営されていると認識しております。

課題としては、少子化による加入者の減少で一部の団体スポーツ活動が難しくなりつつあること、指導する教師の転出による指導者の確保などがあります。

3点目の生涯スポーツの現状と課題についてですが、教育委員会では各種スポーツイベントや自主サークル活動の支援のほか、17団体、約600人が加盟する足寄町体育協会と連携して生涯スポーツを推進しています。

課題としては、働き盛りの世代の参加が少ないことや、指導者の世代交代が進まず、新たな指導者の確保が難しいことが挙げられます。

このたびの運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言は、少子化、競技経験のない教師が指導せざるを得ない状況、教職員の勤務時間外における負担等の課題があり、持続可能な運動部活動のためには、地域移行を進めなければならないというものです。目標時期は令和5年度から令和7年度末を目安とされており、今後、道教委等からの助言、先進地における取組の情報提供などを参考に、本町でも取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） 今、教育長のほうからいろいろお話がありました。それで、私も新聞報道を見て、そしてスポーツ庁のホームページを調べると、50数ページにわたる資料が、提言資料が出されているということで、目を通させていただきました。それで、今日は手持ちに持っているのは50何ページというよりも提言の概要というものを持ってきております。

中学校の部活動については、今言われるとおり、85%の生徒が加入しているということで、ちょっと心配なのはこれはスポーツ庁の長官がいわゆる地域移行を推進する意向であると。それは今後3年後をめどにやっていくと。そういった中で、いわゆる地域にそういった指導者やら、そういった会社というのですか、そういうものがあればそこに移行していきたいということで、では足寄町は本当にそういったことが可能なのかな。国が言っていることが可能なのかな。そういうことがちょっと心配があったので、今回一般質問をさせていた

だいたということでもあります。

それで、指導者が確保が重要課題になっていると。人材不足だとか、そういったことがあると。先ほども教育長言われたように、少子化が進んでいるということで、なかなか厳しい現状があるということは、その中に書かれております。もう一方では、学校単位での運営が困難になってきていると。多分、中学校の部活ちょっと今押さえていませんけれども、例えば中学校の部活についても今、他校、ほかに出向いていっている子供たちもいるのではないのかというふうに考えているところで、そういったことで、今現状はそういった部活動で他校というか、他町村に出向いている子たちは何人いるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） 部活動のいわゆる合同チームという形になるかと思えますけれども、現在は女子バレー部については足寄町と本別町の合同チームということ、あとサッカー部については足寄町と陸別町の合同チームと、あと男子バレーボールについても帯広市内の学校との合同チームということで活動しているところです。

人数につきましては、女子バレー部については足寄町が10人、本別4人、サッカー部については足寄12人、陸別6人、男子バレーボールについては足寄町4人、帯広市内の中学校8人ということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） ありがとうございます。

私もちょっと小学校のほうの少年団でバレーをやっていたので、バレーの関係は分かっていたのですが、サッカーが陸別と組んでいるというのは全く認識がなくて、多分これに伴う先生の移動だとか、生徒の移動というのは今本当に大変になって

いるのではないのかなというふうに思っているのですよね。そういった中で、この指導者が足寄だけに限定されればいいのですが、今言われるように、足寄の先生と本別の先生と多分男子バレーでいえば、どこですか、緑南かどこかと組んでいるのですかね。そういったことになれば、往復送って行って帰ってくるまでの時間というのは相当大変な思いをされている親御さんもいるのではないのかと。まさに先生方も厳しい状況に置かれているのかなというふうに思っているのですよね。

今、教育長からおっしゃいましたように、平日は2時間程度で休業日は3時間程度という、そういった効率的にやっているということで、休養日については平日1日、週末1日と、そして他の大会があれば休養日としているということは分かるのですけれども、では本当にこのことは子供たちの負担だとか、先生たちの負担というのはどう考えているのかなと。そして、何を言いたいかといえば、先生も働く上でやっぱり学校のことをこなさなくてはいけない。もう一方では、部活動ということで時間を割かなければいけないということで、多分生活サイクルも相当大変な思いをしているのではないかなというふうに思っているところなのですよね。そこら辺の、ほかと合同チームということになってますけれども、そこら辺どういったところで押さえているのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思えます。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） まず部活動についてなのですが、御案内のように、私自身も現場にいましたので、小学校の少年団活動も含めて部活動というのは、これは文化スポーツ活動で、これ人間が自然の欲求の営みであり、子供たちの技術や健康面だけでなく人間形成に非常に有意義な活動だなと、そういうふうに私自身は捉えています。

御案内のように、戦後、この部活動については学校教育と社会教育のはざまに非常に揺れてきたと。現在は要するに必修ではない、教育課程というのですが、必修外の学校の教育活動だと、約今から20年ぐらい前にそうなったのですが、そういうことで、子供たちも部活動については任意希望と、担当する顧問の先生方も任意と、そういう状況なのですね。とりわけ中学校の部活動においては、80年代に非行が戦後第3のピークと言われまして、その生徒指導対策としてそれぞれの学校で、教育行政も含めて教育委員会も含めて、そういうことを含めて、側面から推奨していたと、そういう経緯経過があったのです。そして、いわゆるそういう生徒指導の非行対策という点では一定の効果があつたと、専門家も含めて学校現場でもそんな捉えをしてきたのです。

そういう中であつて、昨今、マスコミ紙上でも取り上げられている先生方の働き方改革ですね。それがどンドン言われているのですけれども、遅々としてなかなか実効性を伴って進んでいない。一方で子供側から見たら、少子化でやりたい部活動もなかなか存続できない。このやっぱり二面性がクローズアップされて、相まって国のほうでもこれは何とか都道府県教育委員会を通して、市町村教育委員会、学校現場に働きかけて、ある程度かせを負って、そして実効性を担保にしようというのが今回の、ある程度スポーツ庁が言い出したあれだと思ふのですよね。

ただ、何事もそうですけれども、教育行政の場合、いわゆる、これ大きなテーマなのですけれども、教育の機会均等と、それから全国津々浦々同一に保障すると、この大義名分があるものですから、やっぱり東京のど真ん中でのことと大都会でのことと、こういう僻地の足寄町みたいなところで、やっぱりおのずからいろいろなことが対応の仕方に困難性を伴うのですよね。例

えば今回のスポーツ庁が言い出したこれなどもそうですよね。誰が考えても、方向性としては非常にいいですよ。目の前にある課題をクリアするという一つの方策としては、方向性としては理解できる。ただ現実的に、例えば指導者の一つの部分取っても、確保ができるのかどうか。プラス今のように広域で合同チームなどのようにやっている、バレーなどのように緑南中学校と一緒に、帯広などとやっている、そういう場合どうするか。なかなかそういうこと、津々浦々のそういうことまで前提にして話題に上がっていないのですよね。困るのはやっぱり当事者である市町村なのですよね。

そんなことで、目の前に先生方の働き方改革何とか実効性のあるように進めなければならぬということもありますし、子供の人間形成、人格形成という観点からいっても、部活動の持っている意味が非常に、これを歴史的に見てもすばらしいものがあるので、これを進めていかなければならぬということについては、これは論をまたないのですけれども、足寄町としても、さっきも言った平成5年からですか、5年から7年の間につくらなければならないのでこれはやっていくのですが、なかなか実効性のあるように、私は持っていくのは難しいのかなと見えています。とりわけ学校での部活動については、学校での教育活動とそれから地域が担う社会教育について、これは上手に相互補完するために、まず組織的に部活動の意義だとか、あるいは目的、さらには実際の運営上の具体的内容について、やっぱり共有を図ることが必要でないかなと思っています。

巷間、例えば地域の指導者と学校の先生の顧問との間で、何というのですかね、子供たち指導やいろいろなこと、考え方についてそごがあつてうまくいかないなどということも散聞することもありましたですし、そういうことでまずそのところ共通

認識、共通理解を図ることから始まるのかなど。そして、組織を立ち上げて、そしてそこに人材をあれしていくと。そんな形で進んで、少しでも子供たちがやりたい部活動を存続させて、そして先生方の働き方、勤務時間外が少しでも軽減できるような、そういう形にしていくように教育委員会としても、条件整備だとか知恵を絞っていく必要があるなど、そんなふうに考えています。ちょっと長くなりました。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、教育長から答弁があったように、足寄町では非常に厳しい現状もあるのかなというふうに思っていますし、いわゆる平成何年でしたか、29年にできた足寄の、31年2月に作成した部活動の方針というのは、多分いろいろ平成29年4月1日に出された部活動指導員の概要を含めて多分検討されてきたもののかなというふうに思っているところなのです。

それで、こういった中で、私も実は中学校の部活のやっぱり外部コーチということで学校のほうから頼まれて、少しだけやったことがあるのですけれども、やっぱりなかなか学校の先生、いわゆる顧問の先生だとか、一、二名体制でやってますので、いろいろ話はするのですけれども、なかなか連携協力というまでにいかない。協力はするのですけれども連携というのはなかなか難しいということもありました。いずれにしても、技術的指導と言ってみても、ではそこにその一つのスポーツにたけているのかいえば、私もそんなにたけてはいませんので、そういったことで、やっぱり大変な思いしてやらざるを得ないということもありましたし、多分このまま行けば、スポーツ団体との具体的な課題と対応というふうに出されてはいるのですけれども、多分このまま行けば、地域団体がいない地方もある。自治体が住民と団体を設立をする取組の財政支援を目指していると。一方で

は、学校の部活より会費が高くなっていくということが考えられると。家計負担が増えることが予想されるというふうに、これは新聞報道ですから、ちょっとあれですけども、そういったことも見ればまさにそういうことなのかなというふうに捉えざるを得ないと思いますし、足寄町においては、受け皿となる地域団体というのは、これ本当にこれから3年間の中ででき得るのか、でき得ないのか、ちょっとそこら辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 冒頭、二川町議がおっしゃられたスポーツ庁の資料50ページに及ぶもの、多分私の持っている通知された50ページのもの多分同じものだと思うのですけれども、なかなか6月6日に通知されて、なかなか読み込んで地域の実情にまで把握して、どうやっていこうかという段階までまだ入っていないということは御理解いただきたいと思います。

あとは地域の実情という中で、なかなか足寄町という過疎地の中でどうやっていくかという部分、この提言の中でも中山間地域、離島についてはなかなか難しい部分があるよということは盛り込まれています。ただ、だからといって、全く手をつけないということにもなりませんので、まだ本当の計画にもなっていないのですが、今の地域スポーツ団体という意味では、社会体育の担当者と連携しながら進めるような内容になっておりますので、今後生涯学習室のスポーツ担当と学校教育のほうと連携しながら、こういった形でできるか、この中でも連携協議会も立ち上げるということもうたわれておりますので、そういった中で、足寄町としてこういった形ができるかという部分、まず情報共有から進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

昼食のため、1時再開といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

10番二川議員の再質問を続行します。

10番。

○10番（二川 靖君） 先ほどちょっと中断しましたので、ちょっと違うところからお聞きしたいのは、今中学校の部活動でいわゆる先生以外の指導者というのは何人ぐらいいるのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今現在は、以前はスケートだとかも地域指導者の方、携わった方いるのですが、今現在は部活のほうでは部外講師というのは、あえて言うならば水泳に関しては水泳少年団のほうで担っていただいておりますので、部外講師という形かなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 水泳少年団、少年団は15歳でしたか、年齢的にいえば。何歳までですか、ちょっと忘れちゃけれども、そういったことで、中学校になってもスポーツ少年団に加盟できるというシステムになっているのかなというふうに思っていますので、そこら辺はそういうことで、水泳少年団ということに関わっているということで、ほかのところは関わっていないということなのでしょうけれども、ちょっと心配なのは、中学校でいわゆる公認スポーツ指導者という方がいらっしゃるというふうに思うのです。いろいろそういう、あそこのシステムはいろいろ段階があって、上級まで多分スポーツ指導員というのはいるのかなというふうに思っていますけれども、そういったことでいえば、中学校の指導者資格、公認スポーツ指導員とい

うのは何名ぐらい実際はいらっしゃいますかね。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 今現在は公認スポーツ指導員はいないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そうですか。多分先生にはきついのかなというか、意外とこれカリキュラムを組まれてまして、例えばNHKの講座を受けて、それから実技のほうに行つて、かなり時間を要するというふうに認識しておりまして、なかなか現職の学校の先生がこの公認スポーツの指導者資格というものを取るのはきついのかなと。意外と学校の先生でも退職してから上級のほうに行ったりしている先生もいらっしゃると思いますので、そこら辺もやっぱり制度的に考えれば、たまたま部活に関わるというだけではなくて、そういった公認スポーツ指導者の資格を取っていただけるようなところも考えていただきたいなというふうに思っています。それはなぜかといえば、部活の指導員の概要の中で、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導だとか、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止などについて十分理解させるということも含まれていますので、そういった観点からやっぱりそういう先生もつくっていったほうがいいのかなというふうに思いますので、そこら辺ちょっとどう考えるのかお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 今現在の顧問については、自分で競技経験ある方もいらっしゃると思いますし、競技経験ない中で担当されていると。教職員全員が部活動何らかの関わりを持っておりますので、そういったばらばらな状況にあります。

そしてまた、この間答弁の中でも説明させていただきましたが、やっぱり働き方改

革というのは大きな課題かなというふうに認識をしております、その中でこの資格を取るためになかなか業務以外にもそういった受講するだとか、そういった部分は難しい部分あるのかなとは思っておりますけれども、ちょっと中学校の状況を確認させていただきたいなと思う形にしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今おっしゃられるとおり、働き方改革含めてということであれば、またこれが重荷になるのかなという考え方も実は一方であるということもありますけれども、いずれにしてもやっぱりそういったことといえば、私は文武両道という立場でいえば、休みを取っていただくのは当たり前なわけですけれども、働き方改革で、だけれども、一方ではそういったことも含めて考えていってもらえればありがたいのかなというふうに思っています。

ちょっと後で少年団のほうでも触れようかなと思ったのですが、実は私が小学校でスポーツ少年団で教えていたときは、いわゆるその講習を受けなかったら全国大会につながる地方の大会にも出れないということがあって、実は私今なくなっておりますけれども、相当昔に町の補助を頂いて東京まで指導者資格を取りに行っております。それで、その一次資格を取った後に実は札幌の北翔大学で二次講習というのがありまして、そこも受けております。今、それがなくなって、それは特定のスポーツに限られるので、それはそれで一時的にはいいのですけれども、最終的には先ほど言った公認スポーツ指導員を取ってないといけないという競技が中にあるということで、なかなか経済的にも大変だし、もっと言えばそこに休んで講習会に出るのもなかなか大変だということもありますし、その中でどうしても平日の活動プラス土日は必ず大会入ってきますので、かなりやっ

ぱり負担が、個人的にやっても負担があったというふうに思ってますし、ましてやそこに関わっている先生方にも相当私も負担をかけてきたのかなという、やっぱり逆に反省しているところもありますので、そういったことも含めて今後以降やっぱりそういったことで子供たちの健全育成に努めては勉強も大事かもしれないけれども、体を使ったり吹奏楽部だとかいろいろなことやっていただくということでやっぱり人生経験も豊富になるというふうに思ってますし、よしんば大学、高校卒業して働いてからも役に立つ部分というのはかなりあるのかなというふうに思ってますし、先ほど昼食のときも高校のボランティア部一生懸命やっていい子たちだよねという話も、高校の話ですけれども出てましたので、そういったことで、コロナ禍でどれだけの活動ができているのかちょっと分かりませんが、そういった声もありましたので、いずれにしてもそういったことで考えていってほしいなというふうに思ってますし、まだこれ提言ですから、この間少なくともこの3年間の中で、では足寄ではどうしていくのかということが多分求められてくるのかなというふうに思いますので、多分お忙しい状況の中であるかと思えますけれども、今回は現状と課題だとか、求められる対応というのが今回概要の中で各論の中で出ているということで、そういった部分については委員会としても頑張ってもらいたいなというふうに思っております。

それと、2つ目のところでいえば少年団活動、ジュニアブラスバンド含めて10の団体が活動していると、206人が加入しているということでもありますけれども、小学校の先生と地元の指導者が担っているということで、円滑に運営されていると認識しているということなわけですけれども、いずれにしてもちょっとこれ町長にお聞きしたいのですけれども、特に小学校のスポー

ツ少年団に関わっている職員というのはどれくらいいるか押さえているでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 人数についてはちょっと申し訳ありませんけれども、きちんとした人数は把握はしておりません。

ですが、考えるというか思いつくところでいけば、サッカーですとか、それから陸上ですとか、水泳ですとか、野球だとか、いろいろな形で少年団活動に町の職員も参加しながらそこで指導者という立場で立っている人たちもいらっしゃるということでありまして、ちょっと申し訳ないのですけれども人数は把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そうですね、人数把握をしているかといえば、それはちょっと業務外だからなかなかそういったことも把握できていないのかなというふうに思いますけれども、聞くところによると役場の関係者は10人ちょっとぐらいいるということでありまして、平日は中には1時間休暇を取って少年団のほうに行っていると。私もそうだったのですけれども、仕事を持っておりますので、どうしても、そこに関わっていく指導者が多人数でやっていけばいいのですけれども、それぞれいないときにはどうしても休みを取ってそこに行くという形もあるというふうに私も認識しておりますし、何を言いたいかわいえば、年休を取っていくのは全然問題ないのですけれども、そこでまた先ほどに戻るのですけれども、多分サッカーだとか結構あれ難しいのですね。行けば必ず父兄の方、何か線審をやらされたり、できる人は主審をやらされたり、その講習会も何年かに一回受けなければいけない。それも何か制度があって、3年なり5年なりの中で講習を受けなかったらそういうことができないだとかいうふうに聞いていまして、そこら辺のことについてやっぱり私は一生懸命やって

いただいているのですから、そういったことでどうにかそういう関わりのある職員の皆さんについては、対応は何かできないものかなというふうに考えているのですけれどもどうでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 少年団関係については基本的には多分自分の子供さんたちがそういうスポーツやっていたりとかする、それに一緒について、少年団活動でもやっぱりどこか違うところで試合があれば、そこまで子供たち連れていかなければならないだとかというのは大体皆さん親御さんたちがやっただけという形です。その中で、人によってはいろいろとそういう資格を取って審判だとかそういったものに参加をしていただいているというような方たちもいらっしゃるのかなというふうに思っています。

一定程度少年団活動に関わっていくといった部分、ボランティア活動的な形でやっただけというのが実態となっておりまして、そこで例えば役場の職員だけ何か特に何か対応するだとか、そういうようなことは今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） それで、何でそうやって聞いたのかといえば、先ほど中学校の部活に関わってくるのですね。今度お金が発生するような話も書いてあるのです、中学校の場合は。では、それがお金が発生するというふうになれば、多分少年団のほうも子供さんがいなくてもやっている方がいたり、今度そうした場合もちょっと想定されるのですよね。例えば、どこだかの役場でもやっていますように、兼職だめだよという中でも、農家の援農なら兼職でいいよだとかと町村も今できているのですよね。そういったことで、例えば自分の休暇を使ってもそういったことでほかの外部

の団体にお金をかけたり、町内の団体はいいのです、町内の団体でない団体が足寄に足を運んで指導者に来る、そして子供たちの面倒を見てもらえる、それは週1回になるのか2回になるのか分かりませんが、土日になるのか分かりませんが、そうやって考えた場合、足寄町内の中でできるのであれば、逆にお金はかからないのかなど、たくさんね。だからそういったことも含めて今後以降検討していく、中学校の部活動プラス少年団についてもそういったことで検討していくということは考えられないのかなというふうに思っていますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 今の質問にある部分に関しては、今後協議会等を立ち上げるときの大きな議題になろうかと思えます。今現在も中学校の部活指導手当とか若干はあることはあります。今後地域に移行された場合については、種目によっては小学校の少年団と中学校の部活と一緒に活動するような種目もあるかと思えます。そういったこと含めて、職員の兼職については私述べる立場にはないのですけれども、その中で提言の中では教職員の兼職も、兼職・兼業によって報酬を支払うことも可能ということにされていますので、併せて検討させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 適切なお答えありがとうございます。

検討するに当たってはそういったことも検討していただきたいなというふうに思いますし、ただやっぱり先ほど教育長の答弁にもあったように、子供さんが減ってきているという中で、なかなか部活動や少年団活動がだんだんだんだん縮小してきているというのも実態でありますし、今後以降そういう競技だとか、多分プラスバンドもそ

うなのですけれども、人数の編成があつてなかなか厳しいだとかというのは多分出てくるのかなというふうに思っていますので、そういった中で、多分他町村の学校と合同でやるだとか、いろいろなことが考えられますので、そういったことで検討をする段階でそういったことも議題に乗せていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それと、次に移っていきますけれども、生涯スポーツの現状と課題ということで、自主サークル活動の支援をしているだとか、スポーツイベントなどを行っているということで、今現在17団体の600人が加盟している足寄町体育協会と連携してやられているということで、ここに書かれているとおりに、残念ながら働き盛りの世代の参加が少ないということやら指導者の世代交代が進まないということで、いわゆる新たな指導者の確保が難しいということも言われておりますけれども、ぜひ何で生涯スポーツという言葉借りてここに部活の関係だとか少年団の関係だとかということで書いたのかといえば、やっぱりこういう人たちが地域に根差した指導者ということになっていただきたいという気持ちもあります。

それで、ここでちょっと書いてないのですけれども、今回足寄高校の野球部が応援する会等々ができたということで、すごく素晴らしいことだと思っています。ただ、野球部ということだけで、池田さんが最後に新聞に書いてましたけれども、足寄町の高校のいわゆる間口減やらそういったことを防ぎたいということも言われておりますので、いいことなのかなというふうに思っていますけれども、そこで全ての生涯スポーツという位置づけで、これ少年団も全部中学校の部活も含めてなのですからけれども、指導者になり得るような方というのは足寄町内どのぐらいいるのか、押さえていると

ころがあればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 生涯スポーツという観点なのですけれども、大事なことはいずれにせよ、その実態をしっかり踏まえて、そして活動を保障することをど真ん中に置いて、そして身の丈に合ったことをやっていく、これしかできないのかなと。そういうことで、教育委員会に人材バンク登録してあるのですね。何年か一回更新しているのですが、その中で例えば学校でこういう講師のニーズが必要ですよと、あるいは生涯スポーツでこういうスポーツの指導者が必要ですよという場合に、いろいろな方から紹介をしていただいたり、さらには口コミ等々で人材バンクをつくっているのですが、今ちょっと人数が何人というわけにいかないのですけれども、御案内のように人口減によって、かつてのようになかなか豊富に人材バンクに登録してくれる人材も少なくなっている。加えて、少子高齢化の波をもろにかぶって、なかなか俗に言う指導者の若返りというのですか、そんなのも図られていないというのが現状ですね。

とりわけスポーツ庁で今推し進めようとしていることについては、いずれにせよ、先ほども申しましたように、組織を立ち上げて、運営等の要領なども定めていかなければならないと思うので、そのときに一層そういうのが必要になると思うのですよね、人的資源として。といったことで、今年度新たに人材バンクも更新をするようにしているのですが、そんなようなことを教育委員会としても整備しています。

質問に対する人数等については、今のところ申し訳ないのですけれども、ちょっと申し上げられません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今教育長がおつ

しゃいましたように、人数的なものは聞きましたけれども、それはそれでちょっと置いておいてもらって、人材登録バンクをつくっているということで、それぞれ指導者になり得る方が足寄町内にもかなりの方がいらっしゃるのかなというふうに感じてますので、そうですね、教育委員会を中心となって体育協会含めた中で今後以降の足寄の町内の活動の現状と課題をさらに洗い出してもらって、よりよい部活動やら少年団活動、そしていつまでも続けられる生涯スポーツということを目指していただきたいと思いますというふうに思っておりますし、いずれにしてもそういったことで、一回これ整理しなかったら分からないこともあるというふうに思ってますので、取りあえずこの3年後を目指しながら、一回整理をしながらやっていただきたいなというふうに思っていますし、最後に今足寄町においても、私ぐらいの年代でいえば結構足寄も柔道だとか剣道だとか、いろいろなスポーツが盛んだったということで記憶をしております。そういった中で、今小学校のほうでも小学生の女性の方が今全道記録を塗り替えたり、いろいろいわゆる高木美帆さんの十勝記録抜いたり一生懸命頑張っている、陸上で中距離ですか、頑張っているということも新聞報道等々で見ますので、例えばそういう子たちが指導者に、今の指導者はいいいのです。だんだんだんだん年が上っていくにつれて、指導者が不足だとか悪いかとかいうのではなくて、求めるものがまた違ってくることも考えられるので、そういった場合、足寄の中学校に行くのではなくてどこかの中学校に行くとか、またこれ足寄の高校でなくてほかのところに行くということも考えられますので、そこら辺もやっぱりちょっと考えていただきたいなというふうに思っておりますので、その辺ちょっと教育長、考え方があれば。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。お答えいたしますといっても、答えになるか分からないのですけれども。

いずれにせよ、文化とりわけスポーツなどというのはやっぱり本当に町民の元気の源であるし、ある種社会教育の成熟度のバロメーターの指針だなと私はかねがねそう思っております。

そういう中であって、少年団活動だとか、あるいは学校の教育活動である部活動で子供たちが一生懸命やる、そして中でも好記録を収めるということについては、これはもう本当に町民に希望と勇気を与えてくれているのだと、そう思っています。

そういう子供たちが小学校から中学校、中学校から地元の高校へと順調に地元で成長していく、そういう受け皿をきちんとあればいいと私自身も思っています。現実的には最終的に進路ですから本人の選択決定ということになるのですが、小中学校だけでいうと、やっぱり人材確保できるとなったら先生方最大にいて足中で6年なのです。足小で5年間なのです。やっぱり人事異動しかないのですよね。そういう人事異動を通して何とかそういうふうに精通した先生を確保するというのがまず一番先に思い浮かぶことなのですけれども、さらにはそれにプラスして先ほどから出ている生涯スポーツという観点で、地元でそういう子供たちの力量等々に対応できるような指導者がいたら本当にこれはすばらしいことだと思っておりますので、その辺に向けても教育委員会としてもできる整備だとか、 に向けて今後についてはより強く知恵を絞らなければならないところかなと、そんなふうには考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） ありがとうございます。私もそういったことで、自分の子供も出してしまったという苦い経験があり

ますので、そんなことでやっぱり考えられるあらゆることを考えられることを考えてもらって、子供たちが生き生き成長できるような、これは勉強もそうですし、スポーツもそうですし、文化系統も全部そうなのですけれども、そういったことで、最後には足寄で生まれて足寄で育って、そしてこういったことをやってきてよかったなというところの教育等々を目指していただきたいということで、この一般質問については終わらせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。（議長「次に移ってください」と呼ぶ）

次に移らせていただきたいなと思います。

質問事項ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策についてということで、ちょっと前段にこの一般質問の通告書が日にち的に9日4時で締め切られたということでありまして、その後、家に帰ったら、十勝毎日新聞の新聞広告に入っております。新型コロナワクチン接種情報第11号というのが入ってました。それでちょっとこれダブってしまうところかなりあるのかなというふうに思ってますし、新聞チラシに、広告に道新、勝毎取っておりますので、それ両方入ってました。それと今回自治会の回覧にもこのことが入っていたということで、ちょっとあれなのですけれども、一般質問させていただきたいなというふうに思っております。

新型コロナウイルス感染症対策及び感染状況等々、この間、細かく町長の行政報告を受けております。

国ではマスクの着用の緩和・会食人数の制限解除等々、様々な観点で討論がなされています。

以下の点について、足寄町としてどう考えるのかをお伺いしたい。

一つ、足寄町内における飲食を伴う会合についての人数。

二つ、熱中症対策に向けて園児・児童の

マスク着用について。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の新型コロナウイルス感染症対策についての一般質問にお答えいたします。

1点目の足寄町内における飲食を伴う会合について的人数ですが、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、感染が急速に拡大している場合などにおいては行動制限がされていましたが、現段階では、厚生労働省は、できるだけ少人数で黙食を基本とすることを呼びかけています。また、北海道からは特に人数制限に関するの通知は発出されていないことから、足寄町においても、国・道の通知に基づいた対応を行っております。

なお、食事をする際は、短時間で深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスクを着用する等、引き続き感染予防を心がけていただくよう、町民向けに広報・周知をするよう努めていきます。

2点目の熱中症対策に向けた園児・児童のマスク着用についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としてマスクの着用は極めて重要ではありますが、これから気温・湿度が高くなる季節になるため、マスクをしていると熱中症のリスクも高くなることが懸念されます。こうしたことを踏まえ、5月20日付で厚生労働省から子供のマスク着用についての考え方が示され、2歳未満児はマスクの着用は推奨しないこと、2歳以上児は他者との距離にかかわらずマスクの着用を一律には求めないことが示されました。また、夏場は熱中症防止の観点からマスクが必要ない場面では、マスクを外すことが推奨されました。

本町の保育所におきましても、この通知に従い、屋外及び屋内での運動活動では着用しないこととし、屋内での静かな活動については、年齢に応じて可能な範囲で着用

することとしています。なお、2歳未満児及び3歳児は、体調管理等のためマスクは着用しないこととしております。

また、学校における新型コロナウイルス感染症対策は、文部科学省が示したマニュアルに基づいて対応しております。この中で、マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合、及び体育の授業では原則着用の必要はないとされています。

これから本格的な夏を迎え、熱中症等のリスクが高まることから、再度文部科学省よりマスク着用に関して改めて指導するよう通知があり、既に教育委員会から小中学校に周知徹底しておりますが、継続して児童生徒の健康被害の防止に向けた体制の整備に万全を期してまいります。

今後も国や北海道の通知を踏まえ、地域の感染状況などを考慮しながら、感染防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） 1点目なのですが、こういうことで厚労省ですか、あと道から通知が来ているということで、承知はしているところではありますけれども、今なぜ足寄町内ということ、対策のことを言っているのかといえば、コロナの時期を過ぎてやっとお店が再開できるようになったということがあるのですけれども、いろいろな話を聞けばなかなか客足が戻ってこないという現状はすごい多いというふうに飲食店含めて聞くのですよね。今までは足寄町も商工業含めてコロナウイルス対策としてお金は出していると、そこまではよかったのですけれども、それで足り得ているのかというばそれはちょっと疑問

なのですけれども、足り得ていないという前提であるのかなというふうに思うのですけれども、そういったありがたく支援を受けてきてやっと乗り切って、やっとこれからというときに店を開いたらなかなか客足が戻ってこない。経営が大変だという声が聞こえるのですよね。そういったことで考えれば、昔は4人程度と、それが6人程度ということも言われてまして、今回そういったことがないと言いつつもなかなか客足が戻らないということで、事業者の方相当悩んでいるというのが今足寄町内における飲食店の現状なのかなというふうに感じているところです。

それで、今後そういった状況も解消されないというふうになったときに、またこれ足寄町から飲食店が減っていくということも考えられるのかな、近い将来。そういった考えの下で今回質問させていただいているところで、この間、相当な補正予算を組んでいろいろ手だてをしてきたのはもう十二分に承知はしているのですけれども、今後以降そういった大変なところが拡大していくというふうになれば、何か町として手だてを考えているのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 5月に入ってから多分足寄町の中でコロナが大変拡大してきたということがあって、やっぱり感染した人もそうですけれども、やっぱりそれに濃厚接触者の方も含めたり、それに近い方を含めると、なかなか街に出づらいということがあったと思うのですね。それで大変飲食店の方大変ダメージを受けたということを知っておりましたものですから、当初の予算で持っておりました緊急支援のほうを実施させていただいておりまして、実は5月17日から申請を受付しております、緊急支援なので10万円程度なのですが、それを申請を受付しております、対象の店舗全部の申請を受付が終わり

まして、今最終的には全部の支払いをしているところでございます。

今後なのですけれども、今回の議会の中で補正予算計上させていただいておりまして、商工会が実施するプレミアム付商品券の発行ですとか、あとは、そういったもので各種の消費喚起対策を商工会のほうで順次対策を打っていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そうですね。ガタポンだとか何だか、ガチャポンですか、いろいろなことを考えて補正予算で一定程度の予算は組んでいるというのも承知はしています。それは補正予算ですから、私も賛成をしたということでありましてけれども、では本当にこれで客足が戻ってくるのかなというのはやっぱり様子を見なければ分かりませんが、様子を見た段階でまたこれ、それではなかなか行き着かないよと。今、経済課長おっしゃるように、足寄でコロナ感染者がたくさん出てしまったと。そしてそれに付随する濃厚接触者もいて、なかなか出づらかったのではないのかという、それも言い分としては分かります。だけれども、今後以降本当にどんなになっていくのかということであれば、また分からない世界なのです。それで多分もう国からの予算なんてたくさん来るわけがないと思うのです。そういった中で、やっぱり足寄町のそういった業者さんが生き残るためには、ではどういった手だてがあるのかということは今から考えておかないと、本当に寂しい街になってしまうのかなというふうに思っております、そのことから今回この一般質問の中でさせていただいているということで、先は見えませんが、少なくとも、いわゆるそういった、何というのですか、長いスパンにもなるかというふうに思いますが、短期、長期、中期とずっと考えていく中で、どうに

か支援ができるような体制づくりというのは考えられないのかなというふうに思ってますけれどもいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

先ほど経済課長のほうからもお答えさせていただきましてけれども、現状としては現状の状況というのは今二川議員からおっしゃられたような中身で、4月下旬、5月の初めぐらいのやはり足寄町内で新型コロナの感染者が増えたというのは、今までそんなに多く足寄町内ではなかったの、それはやっぱり結構衝撃的なのという、町民の皆さんにとってもやはりこんなに近いところで感染者が増えたのかという、そういう思いというのがやっぱりあるのだろうというふうに思います。

そんなこともあって、やはり今もちろん感染された方、それから濃厚接触者、それから濃厚接触者にはなっていないけれどもやっぱり少し今ちょっと控えたほうがいいかなというふうな方たちもやっぱりいらっしゃるといことで、そういう方たちがやはり今街の中で出るのは少しちょっと控えようかというふうなところなのかなというところでもあります。

そんなことで、商工会、それから金融機関、それから町と合わせて会議を開きながら、今の現状どうなっているのかと、今どういった支援が必要なのかというふうなことをお話ししながら、今回の補正予算の中に乗せていただいたような支援の方法を予算として、補正予算として出させていただいたというようなことであります。

今後の部分どうなっていくのかといった部分は、そういう補正予算で組まさせていただいている予算が可決されれば、そういう形でいろいろな形で町内の町民の皆さんにもそこに参加していただけるような、いろいろな取組がされてくるのかなというふうに思っています。

ただ、感染状況がこの後どうなっていくのかという部分がやっぱり大きなところなのかなというところもやっぱりあります、ではそれ補正予算で予算見た部分を実際に実行したけれどもそれほどもしかしたら人出が出なかったりだとかという、人出が多くならなかったよだとかということもあるのかなというように、それはちょっと先はなかなか読めないというのが現状なのかなというふうに思っています。ただ、今後というか今現状でいけば、全国的にも感染者減ってきていますし、それから北海道でも十勝も少し落ち着いてきたなという状況になっているのかなと思っていますので、今後においてはそういう感染状況を見ながら、先ほど答弁もさせていただきましたように、少しずつ町民の人たちも街の中に出ていけるような、そういう形になっていければなと思っていますところであります。

いろいろな取組、やっぱりこれからもしていかなければならないのかなというふうに思っていますので、先ほど言ったような、これまでも何回もずっと会議開いてきて、いろいろなまちの状況、そういったものを把握しながら、ではどこに今支援していかなければならないのかなとか、どういったことを今後やっていったほうがいいのかだとかといったところは今後も検討を進めていかなければならないなど。コロナが本当に収束、いつ収束するのか分かりませんが、収束を迎えるまでそういうことが続いていくのかなというふうに思っています。

あと、道の駅ですとか、いろいろところで改修などもしながら、町外からのお客さんたちも少し来ていただけるような、そんな取組も今までコロナの感染対策も含めてやってきています。3町の道の駅で来られた方のアンケートなどを見ましても、足寄で実際行ったトイレの改修だとか、感染対策のために行ったトイレの改修だとかそういうものがやはり評価されているのか

などというように思っておりまして、非常に書かれている内容など見ますと、トイレきれいではよかったよだとかというようなことなどもアンケートの中に載っているのを見ますと、そういうことなども含めて少しずつ、外から来られる方たちにも一定の感染対策も含めた経済対策も含めて、そういったものが少しずつ生きてきているのかなというようにも思っているところであります。

いずれにしても、この後どうなっていくのかというのはなかなか見えないところでありまして、その都度その都度の対応ということになるのかもしれませんが、そういうことをひとつやっていかななくてはならないなというように思っていますし、それからあと将来的に少し長いスパンで見るといっても必要なのですけれども、それは観光案内だとか、そういったようなものだとか、より町外からのお客さんたちも呼んでくる、呼び込めるようなだとか、そういうような取組もやはり今後必要になってくるのかなというように思っていますが、やはりどこでそういう対策を打つのが一番効果的なのかということもやっぱりありますので、やはり状況を見ながら進めていかなければならないのかなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 町長の答弁非常に分かります。

それで残念なのは、まずとつ始めのふきまつりが中止になったということもありますし、商工会女性部で考えていたビアガーデン、ちょっと何日か何週間かまた延期になっているというふうに聞いてますのでなかなか、中止はしないのだろうというふうに思ってますけれども、そういったものがあるのかなというふうに思っていますし、例えばふるさと盆踊りがどんなになるのか、やっぱりあそこも人出がすごいということ

もあったり、いろいろありますので、感染対策上どうなのかなというふうに思いますが、札幌の札幌まつりですか、困ってますよね。人が多く出過ぎてしまって。規制を張っているということで、ああいった状況を見たときに足寄町民の方々もみんなそれぞれこのコロナによって相当ストレスを感じている方が多いのかなというふうに思ってますので、飲食店等々ばかりではなくて、町民もそういった苦しいところにあるのかなというふうに思ってますので、道はあんな札幌市中心に会食人数もないと、ただ深酒をしないだとか、短時間で会食するとかいろいろ出てますけれども、人数制限はしないということでもありますので、ぜひともそういったことで、町民みんなが外に出れる、子供も含めて外に出てものが食べれるだとか遊びができる、そういった状況を私は近い将来というか、この夏に向けて出てきてくれたらありがたいなと。特に子供たちにすれば花火大会やら盆踊りということで、またそこで若干は発散できるのかなというふうに思ってますので、これ以上コロナが拡大しないということをお願いしつつ、考えているということで、そのたびそのたびいろいろな町の貴重な財政を使って補正等々も組んでいただいているということもありますし、今後以降もそういったことで何かあればそういった財政的な支援をお願いしたいなというふうに思っております。それで、町長の答弁で了承しましたので。

続いて、子供のマスク着用についていろいろ町が多分道から頂いたやつと同じなのかな。多分同じだと思うのです、内容的には屋内、屋外と。いろいろ道の資料も見たり、あと保健所の発出されている文書もちょっといろいろ見せてもらったのですけれども、これは同じなのですよ。

それで、心配なのは、2歳、3歳のマスクはいいよと、外してもいいよと。だけれども一方で、ちょっと私の知り合いのとこ

ろで、これは町内ではないのですけれども、帯広の近郊の方なのですけれども、子供はこういうことが保育所から通知があって、保育園から通知あってマスク外していいよといったら、いいのと言ってマスクを外して登園したそうです。そうしたらみんながマスクつけていたと。家に帰ってきたら、僕だけマスクつけてないんだよねと、5歳の子供なのですけれども。お母さん、えっ、もう保育園でいいと言ったのにみんなつけてたのといえ、みんなつけてるから僕もつけなきゃいけないんでしょうということ言ったそうです。やっぱりその子供の話を聞いたら、子供は子供なりになぜ自分だけがつけてないんだ、おかしいんじゃないのという捉え方をしたみたいなのです。逆に言えば、つけてる子からいけばなぜつけてないのということもあったみたいなのです。そこら辺やっぱり町長の町長名で広報、インターネットで流しているやつでも、差別だとかにつながらないようにとずっと後ろに書いてありますよね。あれが本当に小中、保育園児たちがそうはいつでも理解できるのかできないのか、ちょっとこれ保育園の先生たちも多分大変な思いしているのかなと、ちょっと分かりませんが、その実態は。そこら辺どうやって押さえているのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） つけている子供さんとつけていないお子さんといいますけれども、当町の保育所においては、子どもセンターのほうから保護者の方に何歳児のお子さんはこのように対応しますということで通知を差し上げておりまして、ただ例えば5歳児ですと可能な範囲で着用をしますのでけれども、着用希望されない方とか、例えば御病気を持っていたりとか、何らかの事情で着用ができない場合とかもありますので、そういう場合は御相談くださいということで、お知らせをさせていただ

いております。

今現在、何か混乱があるとか、そういうような話は聞いておりませんので、保護者の方等の協力を頂きながら運営できているのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 私の聞いた話が特例なのかな、どうなのかなという気がしたのです。たまたまやっぱり子供同士ですから、親の知らないところが何々ちゃん、なんでつけないのとか、そういったことが多分先生の耳に入らなかったら、子供たちだけで解決しようとしたらちょっとかわいそうかなというふうに思っているのですね、話を聞いている話では。だから子供は子供なりに子供たちの中で解決しようと思って、家に帰ってきてお母さんに話すのだけれども、何々ちゃんも何々君もつけているので、僕だけつけないわけにいかないとかと、またこれを言われた親も困るのですよね、多分ね。あなたはこうだからこうしなさいと言われてみても、やっぱり小さいですから、そうやって横を見てしまうとか周りがそうしているから自分もしなければいけないという、やっぱり素直ですから子供は、そうになってしまうのかなというふうに感じたので、たまたま知り合いのところの話を出しているのですけれども、足寄の保育園ではそういうことがないということで安心はしていますけれども、多分今後以降町民の皆さんも2メートル以上屋外であればマスクをつけないだとか、いろいろなことがやっぱり出てくるのかなというふうに思っています。

結構散歩する方が足寄町内も多いので、マスクをつけないで歩く方、つけて歩く方、いろいろいるのですけれども、その点についてはこうやって出してはいるのですけれども、では一方で、新聞広告に入れました、自治体回覧も出しました。新聞を取っていない方がいたらどうするのかと

か、自治会に入っていない方が本当に知っているのかなとか、いろいろそこら辺も考えられますので、今後以降どのように、また再度町民に周知徹底を図られるのかなということをお伺いしたいと思いません。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） マスクの着用につきましては、今までコロナが発症してから長い期間が過ぎて、マスクをしましようというか、するというのは皆さんの中に身につけてきている状況なのかなというふうには思います。

今は逆に緩和がされてきて、マスクをしなくてもいい状況がありますよということで緩和がされてきているかなと思いますので、マスクをしている分については特に感染対策という意味では問題がないのかなとは思いますが、今後熱中症があるというか、暑くなる時には、防災行政無線等でも昨年とかも流しましたけれども、暑いときにはマスクを外して、例えば水分を取りましようですか、休憩を取りましようですか、そういうような熱中症対策ということでの対応といいますか周知もあるかと思しますので、特に2メートル以上の場合、距離がある場合はマスクを外しましようとかではなくて、その時々に応じた熱中症対策とかそういう意味での周知等をお図っていききたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そうですね。昨年もそういうことで防災無線使っているいろいろやっておりましたので、ぜひともそういった防災無線等を通じながら流してほしいというふうに思っていますし、町民がお互い相互理解できるように、あの人は外している、外してないとか、2メートル以上じゃないかというようなことにならないように、どうにかしていききたいというか、自分自身もそういうことで気をつけて

いきたいなという気持ちを持っているので、そういったことで再度防災無線等を通じて町民への周知徹底をお図っていただきたいなと思います。

それで、ちょっと悪いのですけれども、今回載せていなかったのですけれども、4回目のワクチン、ちょっといいですかね。ちょっと聞きたいのです。

一緒に感染拡大に向けた町民の皆さんにお願いということでチラシが出ていて、ずっとワクチンのことが書いてあって、3回目追加接種だとか、1回目、2回目、初回と書いてあって、それで4回目の接種についてはもう7月、8月はモデルナで、3回目受けた人の日にちはもう接種日決まっているのですよね。これ接種日を逃した場合どうなるのかなと書いてなかったものだから、ちょっと参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 4回目の接種の関係なのですけれども、4回目の接種につきましては、60歳以上の方と18歳から60歳未満の基礎疾患のある方ということで、60歳以上の方で3回目を接種された方がほぼおおむね対象者のほぼを占めるのかなということで、3回目接種日から4回目の接種日を5か月経過後ということで集団接種の日で指定をさせていただこうかなというふうに考えております。

4回目の接種日を指定させていただくので、御都合が悪い場合というものもあるかと思しますので、接種時間、それと接種日が指定の日時で都合が悪い場合につきましては、通知が届いた後、役場のほうにお電話を頂きまして、こちらのほうで改めて別の日時を提案させていただく予定であります。

以上でございます。

それと、もし忘れて来れなかった場合とかというのはあるかなと思いますが、その場合につきましても、予定している日時と

かその時刻に来られない方に関しましては、全てこちらのほうから連絡を差し上げて、忘れられた方、忘れられていても思い出しただけのように接種していただけるように対応しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 了解しました。

中には60歳以上の方と書かれていますのですけれども、いろいろありまして、ちょっと流し読みしてしまつたら、これ指定されたときに受けなかつたら受けられないのかなというような勘違いも起こしてしまいますし、接種日の3週間前でしたか、通知を出すと書いてありますので、そういったことで皆さんが4回目受けられるような体制というのは多分大変かと思ひますけれども、集団接種ということで、そんなことでよろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

それで、最後になりますけれども、この新型コロナウイルスというのはなかなか感染力が高く、なかなか収まらない。足寄町内でも相当数の、200超えたのでしたかね、総計で。それでそういったことで、あと福祉課長、保健所に対応悪いと言つてください、足寄町として。というのは、最後に何を言いたいかといへば、私の職場の同僚が濃厚接触者になつたと。その方がおっしゃつたのは、濃厚接触者だから保健所から仕事を休めとは言わないので、会社の社長と相談してくれという話を言われたということで、何その話という話になつたのです。ちょっとその対応はいかがなものかなと、町民として残念な保健所の対応だつたなというふうに思つてますので、福祉課長、町長の耳には入れておきたいなというふうに思つてますので、また今後こういうようなことがあれば、私のほうも耳に入りたいなというふうに思つてますので、だからなぜそういう言い方をするのか、ちょっと分からなかつたのです。保健所も

濃厚接触者だつたら仕事を休みなさいと言いつつも、仕事の都合があるのなら会社と相談してくださいといつて言われましたと、うちの社長と何か話してみたいですけれども。そんなこともありましたので、そういったことがやっぱり不信感もありますので、そんなことでそういう状況もあつたということを押さえていただいて、最後にそういったことがないように、一言答弁を頂いて一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 新型コロナウイルスの関係でございますけれども、なかなか収束いつになるのかなかなか見えてこないという状況であります。ただ今現状落ち着いてきていますので、これまでの2年間、いろいろと大変な状況でそれぞれ制約のある生活をしてきていただきましたけれども、少しずつそういうことも、今までの経験も含めて感染拡大防止の対応をきちんとしながら、少しずつでも制限のなかつた前に戻れるような、そういう生活に少しずつしていければいいかなというふうに思つておひまして、先ほどいろいろお話をしましたけれども、経済対策、まちの中での飲食店の対応だとか、そういったものも含めて少しずつでも、今までみたいな制限でなくて制限が少しずつ緩和されていくような、そういった取組ができればなというふうに思つておひするところであります。

また、今なかなか感染者減つてはきていますけれどもなくならないといった部分、それから今あんまり重度化はしてないというようなことが言われておひすけれども、今後どうなっていくのかとなかなかやっばりまだまだ分からないところもありますので、これからも十分町民の皆さんに新型コロナウイルスに関する国から、道からのそういった情報などもきちんと流しながら、町としてどういう対応をしていくのかと

いった部分なども含めて、皆さんに十分周知しながらこれからも進めていこうかなというように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、10番二川 靖君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月17日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 2時07分 散会

令和4年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員